

# 裾野市立南小学校いじめ防止基本方針

2024年度 HP 版

## 1 学校教育目標 「共に輝く豊かな人」

一人一人が自分らしく輝き、自分の良さも人の良さも感じられる寛容さのある人を目指します。

## 2 重点目標 → 合言葉 「たかめあい」

## 3 いじめ防止等の基本的な考え

### (1) いじめの定義

- ・児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、嫌な思いをした人の側に立って行う。（ふざけ合いのように見えても、見えない場所で一方的な被害が発生している場合もある。）

### (2) 基本的な考え方

#### ①いちばん大事なことは、未然防止。そのために、

- ・子供に対して受容的に関わり、学校をどの子も落ち着ける場所にする。（居場所づくり）
- ・主体的に取り組む共同的な活動（日々の授業・縦割り班活動など）を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「**自己有用感**」をどの子も持てるようにするとともに、豊かな感性を育てること*で*いじめに向かう子供にしない。

#### ②組織による速やかな認知。そのために、

- ・日々、**情報を集約・記録し、トラブルを速やかに判断**して、適切な対応につなげる。  
（いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまで「組織」としての検討をする。気になる表れは見逃さない。その結果、上記(1)「いじめの定義」にあたると判断された事案全ての数字を、本校のいじめ「認知件数」とする。）

#### ③適切な対応で解消。そのために、

- ・「**いじめは、絶対に許されない行為であるが、成長の過程でどの子も加害者や被害者になり得る。早期に適切に関わる**ことによって解消に導くことができる。」として指導にあたる。「**①信頼関係がベース②問題の核心をつかむ③適切な処置をして問題を解決する**」の手順で進める。（③の前に②に努める、②は①があってこそ。）すべて、組織で対応する。
- ・被害児童の安全を第一に考える。本人の辛さを慮り、十分な配慮をして話を聴き取る。
- ・加害児童の話にも耳を傾け、叱責や安易な仲直りで終わらせることなく、**（本当に悪いことをした）と気付かせるまで、言動の変容を見届けるまで**、指導を継続する。
- ・全教員の共通理解に基づく指導が重要であるので、意識の「温度差」と行動の「ばらつき」を少なくするため、常に研修を行い、**いじめに対する教員自身の認識を更新**し続ける。
- ・暴力が伴う事案や物品の破損、けが等心身の被害を伴う事案は、速やかに**保護者連絡**（加害・被害の両者）をし、連携して指導にあたる。（その内、重大な被害を伴う事案については、発生を認知したら直ちに教育委員会に報告し、「拡大いじめ防止対策委員会」を招集して、警察や児童相談所等の外部機関とも連携した指導を行う。そのため、スクールソーシャルワーカーも活用する。）